

愛媛県「紅い雫」商標使用許諾実施要領

(趣旨及び目的)

第1条 この実施要領は、商標「紅い雫」（以下「本商標」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって県産いちご「紅い雫」及びその加工品の生産・販路拡大や県の産業振興等に寄与することを目的とする。

(商標権)

第2条 本商標の商標権（登録番号5741857、5815287、5815288、6678996）及び品種登録（登録番号25595）の育成者権は、愛媛県が所有する。

2 本商標は、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。

3 本商標の使用を愛媛県知事から許諾された者（通常使用権者）は、本商標の通常使用権を他人に譲渡することはできない。

4 本商標と誤認される類似の標準文字、ロゴは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(使用方法)

第3条 本商標に係るロゴは、『「愛媛のブランドいちご 紅い雫（あかいしずく）」ロゴ・マークデザインマニュアル』（以下、「デザインマニュアル」という。）に従って使用しなければならない。なお、包装容器等の状態により、デザインマニュアルによりがたい場合には、別途協議するものとする。

(使用料)

第4条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第5条 本商標を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「紅い雫」商標使用許諾申請書（様式1）に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用申請の除外)

第6条 国及び地方公共団体が、紅い雫の生産・販売・消費拡大等を目的とした普及活動を行う場合には、使用申請の手続は省略できる。

(使用の許諾)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請内容を審査の上、第8条に定める商標の表示条件を遵守すると認められる場合には、許諾の旨を回答するとともに、「紅い雫」商標使用許諾証（様式2）を発行する。

2 知事は、本商標の使用申請及びその使用に際し、必要に応じ条件をつけることができる。

3 知事は、使用を許諾しないときは、「紅い雫」商標使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

(本商標の表示条件)

第8条 本商標は、別表で規定された商品でなければ表示してはならない。

- 2 本商標は、前項に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品製造者氏名又は販売者氏名を明記しなければならない。
- 3 本商標は、「紅い雫」の普及のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作者氏名を明記しなければならない。
- 4 本商標は、第7条により許諾を受けた者及び第6条により申請が除外された関係者の名刺に印刷することができる。

(本商標の表示方法)

第9条 本商標は、シールに印刷し、商品自体、商品の包装容器又は包装紙に貼付表示することができる。

- 2 本商標は、商品の包装容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

(使用期間)

第10条 使用許諾の有効期限は、原則として3年間以内とし、使用許諾の日から「紅い雫」商標使用許諾証に記載された日までとする。

- 2 前項の使用期間満了後において、本商標を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用者の義務)

第11条 本商標を使用する者（以下「使用者」という。）は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないよう努めるものとする。

- 2 使用者は、第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見したときは、直ちに知事に通知するものとする。
- 3 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について愛媛県に協力して対処し、具体的措置の方法等をその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。
- 4 使用者は、使用する商標に付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、愛媛県に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- 5 使用者は、愛媛県から要請がある場合は、本商標の使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

(本商標の不正使用)

第12条 本商標を表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、知事は次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用許諾取り消し
- (3) 社名等公表
- (4) 訴訟

(許諾内容の変更)

第13条 使用者は、許諾を受けた本商標の使用内容を変更しようとするときは、「紅い雫」商標使用内容変更申請書(様式4)を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾する場合には、「紅い雫」商標使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾しない場合には、「紅い雫」商標使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第5条及び第7条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第14条 使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を「紅い雫」商標使用廃止届出書(様式7)により知事に届出なければならない。

(許諾の取消)

第15条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

(1) この要領の規定に違反したとき

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき

(3) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき

2 知事は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(担当部課)

第16条 本商標使用許諾に関する事務は、農林水産部農業振興局農産園芸課が処理する。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事が決定する。

附 則

この要領は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月12日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

商標の区分	指 定 商 品
第29類	乾燥果実、ジャム、冷凍果実、冷凍野菜
第30類	菓子、パン、サンドイッチ、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、即席菓子のもと
第31類	果実、種子類、苗
第32類	ビール、果実飲料、清涼飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料
第33類	日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒、どぶろく

(様式1)

「紅い雫」商標使用許諾申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者[使用予定者] (所在地)
(名 称)
(代表者)

「紅い雫」商標の使用にあたり、愛媛県「紅い雫」商標使用許諾実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり使用許諾を申請します。

記

1. 商標を使用するもの(該当箇所にチェックすること)

商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺
その他 ()

2. 商標等の印刷予定数

3. 業種・業態(該当箇所にチェックすること)

商社 メーカー 生産者・生産者団体 その他 ()

4. 問合せ先

(1) 郵便番号・住所 : 〒

(2) 部署名・担当者名 :

(3) 電話・FAX :

(4) E-mailアドレス :

※記入上の留意事項

- 1 上記様式に記入が困難な場合は、「別紙」とし添付する。
- 2 企業・団体等の場合は、代表者1名がこれを代表して申請を行うものとする。

(様式2)

「紅い雫」商標使用許諾証

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで使用許諾申請のあった「紅い雫」商標使用については、次のとおり許諾します。

- 1 使用許諾番号：
- 2 使用許諾の有効期限： 年 月 日

問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

担 当：

電 話：

F A X：

(様式3)

「紅い雫」商標使用不許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで使用許諾申請のあった「紅い雫」商標使用については、次の理由により不許諾とします。

不許諾対象物品等	
理 由	

問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

担 当 :

電 話 :

F A X :

(様式4)

「紅い雫」商標使用内容変更申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 (所在地)
(名称)
(代表者)

年 月 日付けで使用許諾を受けた内容について変更したいので、愛媛県「紅い雫」商標使用許諾実施要領第13条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 変更の内容

許諾番号	
使用対象物品等	
変更内容	

2. 問合せ先

- (1) 郵便番号・住所 : 〒
- (2) 部署名・担当者名 :
- (3) 電話・FAX :
- (4) E-mailアドレス :

(様式5)

「紅い雫」商標使用内容変更許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった「紅い雫」商標の使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

許諾番号	
使用対象物品等	
変更内容	

問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

担 当 :

電 話 :

F A X :

(様式6)

「紅い雫」商標使用内容変更不許諾通知書

記 号 番 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった「紅い雫」商標の使用内容の変更については、次の理由により不許諾とします。

許諾番号	
不許諾対象物品等	
理 由	

問合せ先

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

担 当 :

電 話 :

F A X :

(様式7)

「紅い雫」商標使用廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 (所在地)
(名称)
(代表者)

年 月 日付けで使用許諾を受けた内容について廃止したので、愛媛県「紅い雫」
商標使用許諾実施要領第14条の規定に基づき、次のとおり届出します。

許諾番号	
廃止日	年 月 日
その他	